

製品の環境属性 - THE ECO DECLARATION

この宣言は、* でマークされたすべての行及び/又はフィールドが埋められた場合にのみ発行可能である。
各項目に関する追加情報は、P14に記載されることがある。

ブランド *	エプソン	
企業名 *	セイコーエプソン株式会社	
連絡先 *		
インターネットサイト *	http://www.epson.jp	
追加情報		

この企業は、(製品仕様又はサンプル試験から入手されたものに基づく試験結果のいずれかに基づき) 製品が本宣言で行なわれた言明に一致することを宣言する。	
製品タイプ *	インクジェット複合機能プリンター
商品名 *	PX-S884
モデル番号 *	
発行日 *	2018年2月12日
想定する市場 *	☐ 全世界 ☐ 欧州 ☒ 日本 ☐ 米州 ☐ その他
追加情報	

印刷物として提供された場合、この文書は非管理対象文書(uncontrolled copy)となる。最新版については、連絡先にお問い合わせいただきたい。

品質管理		要件への適合	
項目		適合	不適合
QC1 *	この企業はこのエコデklarationの正確さを確実にするための内部品質管理システムを実施している。	☒	☐
QC2 *	この企業はスウェーデンのIT-Företagen (www.itecodeclaration.org 参照)により組織されるような定期的独立品質管理を実施するエコデklarationシステムのメンバーである。	☒	☐

0

0

0

0

0

0

0

モデル番号 *	PX-S884	
発行日 *	2018年2月12日	ロゴ EPSON EXCEED YOUR VISION

製品の環境属性 - 法的要件		要件への適合		
項目		適合	不適合	n.a.
P1 有害物質				
P1.1*	製品は、0.1%を超える鉛、0.01%を超えるカドミウム、0.1%を超える水銀、0.1%を超える六価クロム、0.1%を超えるポリ臭化ビフェニル類(PBB)、0.1%を超えるポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE)を含まない(法的リファレンス及び注記B1参照)	☒	☐	
P1.2*	製品はアスベストを含まない(法的リファレンス参照) コメント: 法的リファレンスには最大濃度値がない。	☒	☐	
P1.3*	製品はオゾン層破壊物質を含まない: クロロフルオロカーボン(CFC)、ヒドロブフロロカーボン(HBFC)、ヒドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハロン、カーボントetraクロライド、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル(法的リファレンス参照) コメント: 法的リファレンスには最大濃度値がない。	☒	☐	
P1.4*	製品は、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニル(PCB)、0.005%を超えるポリ塩化テルフェニル(PCT)を調剤として含まない。(法的リファレンス参照)	☒	☐	
P1.5*	製品は、SCCP 中の塩素を質量当たり少なくとも48%を含む、炭素原子数 10~13 の短鎖塩素化パラフィン(SCCP)を、0.1%を超えて含まない(法的リファレンス参照)	☒	☐	
P1.6*	直接皮膚に接触するテキスタイル及び皮革部品は、燐酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)、トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)、ポリ臭化ビフェニル(PBB)を含まない。(法的リファレンス参照) コメント: 法的リファレンスには最大濃度値がない。	☐	☐	☒
P1.7*	直接皮膚に接触するテキスタイル及び皮革部品は、芳香族アミンに分解する0.003%を超えるアゾ染料を含まない。(法的リファレンス及び注記B1参照)	☐	☐	☒
P1.8*	木材部品は、砒素及びクロムを木材保存処理として含まず、同様にペンタクロロフェノール及びその派生物を含まない(法的リファレンス参照) コメント: 法的リファレンスには最大濃度値がない。	☐	☐	☒
P1.9*	直接長時間皮膚に接触する部品は、0.5 µg/cm2/週を超える濃度でニッケルを放出しない(法的リファレンス参照) コメント: 法的リファレンスの最大制限値は、EN1811:1998に従って試験した場合。	☐	☐	☒
P1.10*	成型品に含まれるREACH 33条の物質に関する情報は(WEBまたはメールによるコンタクトで)利用可能である。:	☐	☐	☒
P2 電池				
P2.1*	製品が電池又は蓄電池を含む場合、処理シンボルがラベルされており、及び重量比0.0005%を超える水銀(ボタン電池についてのみ)、又は0.004%を超える鉛を含む場合には、関連する金属の化学記号HgまたはPbが表示されなければならない。適正な処分に関する情報はユーザーマニュアルで提供されている。(法的リファレンス参照)	☐	☐	☒
P2.2*	製品に使用されるボタン電池は、重量比2%を超える水銀を含まない。その他の電池又は蓄電池は、0.0005%の水銀又は0.002%のカドミウムを含まない(法的リファレンス参照)	☐	☒	☐
P2.3*	電池及び蓄電池は、(製品の設計に応じて)エンドユーザー又はサービス業者により容易に取り外しが可能である。除外: 安全、機能、医療上またはデータ完全性の理由により恒久的に設置される電池は、「容易に取り外しが可能」ある必要はない。(法的リファレンス参照)	☐	☒	☐
P3 電気的安全性、EMC、及び電話ネットワークへの接続				
P3.1*	製品は、法的に要求される安全規格に適合する(法的リファレンス参照)	☐	☐	☒
P3.2*	製品は、電磁的両立性に関して法的に要求される規格に適合する(法的リファレンス参照)	☐	☐	☒
P3.3*	製品が公共通信ネットワークへの接続を意図するか、無線送信機を内蔵する場合、ラジオ及びデータ通信装置のため法的に要求される規格に適合する(法的リファレンス参照)	☐	☐	☒
P3.4*	製品は、適用される法的要求への適合を示すためにラベルされる(法的リファレンス参照)	☐	☐	☒
P4 消耗品				
P4.1*	感光体(ドラム、ベルトなど)を製品で使用する場合、最大 0.01%を超えるカドミウムを含まない(法的リファレンス及び注記B1参照)	☐	☐	☒
P4.2*	インク/トナーを製品で使用する場合、重量比最大0.1%を超えるカドミウムを含まない(法的リファレンス参照)	☒	☐	☐
P4.3*	インク/トナーの組成/調剤が、適用される規制に従い、有害であると分類される場合、製品/包装はこれらの規制に従って適切にラベルされ、安全性データシート(SDS)が利用可能である(法的リファレンス参照)	☒	☐	☐
P5 製品包装				
P5.1*	包装又は包装部品は、合計した重量比で0.01%を超える鉛、水銀、カドミウム及び六価クロムを含まない。	☒	☐	
P5.2*	プラスチック梱包材はISO1043を参照してISO11469に従ってマークされる。(法的リファレンス参照)	☐	☒	☐
P5.3*	製品梱包材は、モントリオール議定書に定めるオゾン層破壊物質フリーである。(法的リファレンス参照) コメント: 法的リファレンスには最大濃度値がない。	☒	☐	☐

注記1 制限は、別途特定されない限り均質材料に対し適用され、重量%で表現される。

モデル番号 *	PX-S884	 
発行日 *	2018年2月12日	

製品の環境属性 - 市場要件 (続き)					要件への適合			
項目						適合	不適合	n.a.
P9 エネルギー消費								
P9.1 製品について、次の電力レベル又はエネルギー消費が測定された:								
エネルギーモード *	100 V ACでの パワーレベル	115 V ACでの パワーレベル	230V ACでの パワーレベル	エネルギーモード/試験方法につ いての参照/規格 *				
省エネ 1	1.2 W	0 W	0 W	エプソン社内規格による				
オフ 1	0.2 W	0 W	0 W	エプソン社内規格による				
0	0 W	0 W	0 W	0				
0	0 W	0 W	0 W	0				
0	0 W	0 W	0 W	0				
0	0 W	0 W	0 W	0				
EPS ノーロード(コンセントにつ ながれているが製品から遮断 されたEPS外部電源/充電器)	0 W	0 W	0 W	0				
PTEC * 典型的エネルギー消費	0 W	0 W	0 W	0				☒
TEC * 典型的エネルギー消費	0 kWh/週	0 kWh/週	0 kWh/週	0				
ETEC * 年次エネルギー消費	0 kWh/年	0 kWh/年	0 kWh/年	0				
ディスプレイ解像度 * :	0 メガピクセル							☒
印字速度 * :	24 Images per minute							
省エネルギーモードに入るためのデフォルト時間:	0 分							
P9.2 *	省エネルギー機能に関する情報は製品と共に提供される。					☒	☐	☐
P9.3 *	製品は下記のボランティアプログラムのエネルギー要件に適合する: ENERGY STAR® 第 Ver2.0 版 第 0 段階(Tier) プロダクトカテゴリー: 0 その他、特定せよ 0					☒	☐	☐
P10 放出								
ノイズ放射 - ISO 9296に従う宣言								
P10.1	モード	モードの記述	表示A 特性音響 パワーレベル L _{WAd} (B)	表示A 特性音圧レベルL _{pAm} (dB)				
				オペレータ位置 ☐	バイスタンダ位置 ☐			
				デスクトップ はデスクサイド ☐	(オペレータの介在が不 要な製品の場合のみ)			
	アイドル	* Idling	* Inaudible B	dB				
	作動	* Operation	* 6.8 B	dB				
	他のモード		B	dB				
	測定規格:		☒ ISO7779 ☐ ECMA-74 ☐ Other (ECMA-74にカバーされない場合のみ、LpAm 測定距 [‡] m)					
P10.2	製品は、次のボランティアプログラムの音響ノイズ要件に適合する:					☐	☐	☐

モデル番号 *	PX-S884	ロゴ	 EXCEED YOUR VISION
発行日 *	2018年2月12日		

製品の環境属性 - 市場要件 (続き)		要件への適合		
項目		適合	不適合	n.a.
印字製品からの化学物質放出				
P10.3*	試験はECMA-328(ISO/IEC 28360)規格で実施された ☐ ,その他で実施された、特定せよ RAL-UZ205 ☒ ☐ ☐			
P10.4	プリント段階の典型的エミッション率(mg/h)は: ダスト Ozone Styrene Benzene TVOC			☐
P10.5	下記について、次のボランタリープログラム(複数可)の化学物質放出要件が満たされている : ダスト ☐ オゾン ☐ スチレン ☐ ベンゼン ☐ TVOC ☐	☐	☐	☐
電磁放射				
P10.6	低周波数電磁場要件について、コンピュータ・ディスプレイは、次のボランタリープログラムに適合する:	☐	☐	☐
P11 印字製品のための消耗品				
P11.1*	法的に要求されていない場合(P4.3 参照)でも、安全性データシート(SDS)がインク/トナー調剤用に入手できる。	☒	☐	☐
P11.2*	EN 12281 の要件に適合することを条件として、ポストコンシューマー再生繊維含有用紙を使用可能である。	☒	☐	☐
P11.3*	両面プリント/複写が内蔵された製品機能である。	☒	☐	☐
P12 コンピュータ製品のための人間工学				
P12.1*	ディスプレイは視覚ディスプレイ技術のためのISO 9241-307の人間工学的要件に適合する。	☐	☐	☒
P12.2*	物理的入力デバイスはISO 9995及びISO 9241-410の要件に適合する。	☐	☐	☒
P13 包装材及び文書類				
P13.1*	製品梱包材 材料種別: 段ボール 重量(kg) 0.26 製品梱包材 材料種別: 発泡ポリスチレン 重量(kg) 0.51 製品梱包材 材料種別: ポリエチレン 重量(kg) 0.13			
P13.2*	製品のプラスチック包装材はPVCフリーである。	☒	☐	☐
P13.3*	ユーザー及び製品文書のためのメディアを特定せよ(ボックスをチェック): 電子 ☒ 紙 ☒ その他 ☐			☐
P13.4*	紙のユーザー及び製品文書について、ポストコンシューマ再生繊維の含有パーセンテージを特定せよ: 0 %			☐
P14 追加情報(注記B4参照)				
P7	製品本体のリサイクル可能率 ☐ <65% 65% ≤ ☒	付属品、オプションは含まない。サーマルリサイクルは含まない。		
P2.1、P3、P5.2、P6.1は欧州法への対応項目となるためnaと記載(日本の法令には準拠しています)				

欧州向け付属書B 法的リファレンス

リファレンス	宣言項目
2002/95/EC (ROHS指令)	P1.1, P4.1
76/769/EEC (上市と使用指令)	P1.6, P1.8, P4.2
修正 89/677/EEC	P1.4
修正 1999/77/EC	P1.2
修正 2003/3/EC	P1.7
修正 94/27/EEC	P1.9
規制 (EC) No. 2037/2000, 2038/2000, 2039/2000	P1.3
2002年12月10日付特定危険化学物質の制限に関するノルウェー規則	P1.5
2006/66/EC (電池及び蓄電池指令)	P2.1, P2.2, P2.3, P3.4, P8.1
2006/95/EC (低電圧指令)	P3.1, 3.4
2004/108/EEC (新EMC規制)	P3.2, 3.4
1999/5/EC (R&TTE 指令)	P3.3, 3.4
"REACH" 規則 (1907/2006), 付属書 VII	P1.10
(EC) No.1272/2008 regulation on classification, labeling and packaging (CLP)	P4.3
REACH article 31, annex II	P4.3
2004/12/EC (包装及び包装廃棄物に関する指令)	P5.1
(97/129/EC) 包装材の特定に関する欧州委員会決定	P5.2
2037/2000/EC オゾン層破壊物質に関する規則	P5.3
2002/96/EC (WEEE 指令)	P3.4, P6.1
(EC) No.1272/2008 regulation on classification, labeling and packaging (CLP)	P7.19